明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通五一）　一
〔告　示〕
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（国土交通八二六）　二
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（同八二七）　七
○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（同八二八）　八
○航空交通管制圏における規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する件（同八二九）　八
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（同八三〇）　八
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同八三一）　八
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同八三二）　一〇
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（同八三三）　一〇
○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（同八三四）　一〇
○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（同八三五）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○国土交通省令第五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第七項の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
（略）	（略）

附　則

この省令は、平成二十九年九月十四日から施行する。